

富士市まちづくり活動推進計画第2次実施計画懇話会開催要領

(趣旨)

第1条 富士市地区まちづくり活動推進条例の趣旨に鑑み、持続可能な地域コミュニティづくりの実現に向けて、富士市まちづくり活動推進計画第2次実施計画を進めるにあたり、住民主体の地区まちづくり活動のあり方や、まちづくり協議会に対する市の支援策等について幅広く意見又は助言を求めるため、富士市まちづくり活動推進計画第2次実施計画懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において、意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 富士市まちづくり活動推進計画第2次実施計画の進捗状況に関すること。
- (2) まちづくり協議会と行政の協働のあり方に関すること。
- (3) まちづくり協議会に対する市の支援策に関すること。
- (4) その他地区まちづくり活動の活性化のために必要な事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 市内に居住する者で、公募により選考された者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

3 第1項第2号に掲げる者が、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理人が出席できるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、互選により懇話会を進行する座長及び副座長を定めるものとする。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、懇話会の進行を代理する。

(開催期間)

第5条 懇話会の開催期間は、4年間を目途とする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市民部まちづくり課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年2月 9日から施行する。